

## 平成 27 年度地域包括支援センター事業評価及び指導の実施について

### 1 平成 27 年度事業評価及び指導の目的

各地域包括支援センター(以下「センター」という。)が実施している「①仙台市からの包括的支援事業等の委託業務」及び「②介護保険の給付対象となる指定介護予防支援事業」が適切に行われていることを調査・確認する。

事業評価及び指導を行ったセンターに対し結果を通知することで、今後の事業運営に役立てられるものとする。

### 2 包括的支援事業等の事業評価実施概要(「①包括的支援事業等の委託業務」が対象)

#### (1) 実施内容

事業評価は「業務評価」及び「業務監査」により行う。

**業務評価** ⇒ センターが実施している業務が、市が求める業務水準を満たしているかについて評価するもの。センターが事前に記載する「自己評価票※」をもとに行う。

#### ※自己評価票

下記の項目について、「平成 27 年度地域包括支援センター自己評価の着眼点」(資料 3-1)を基準として、センターがそれぞれ現状を自己評価するもの。自己評価の内容をもとに、現地調査におけるヒアリングを実施する。

##### (評価項目)

1. 総合相談・支援業務
2. 権利擁護業務
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
4. 介護予防関連業務
5. 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり
6. 認知症関連業務
7. 運営体制

**業務監査** ⇒ センターが実施している業務の事務処理等が適切になされているかについて確認するもの。センターに事前に「自己チェック票」を記載してもらい、これをもとに確認を行う。

#### ◇主な項目

職員の勤務体制、事務所の状況、相談体制等、事務管理

## (2) 実施方法

### ①評価対象

下表に示す基準に基づき対象センターを抽出する。

センター設置運営事業委託契約について、原則として3ヵ年の複数年契約を実施したことを踏まえ、契約期間中最低1回以上、事業評価を実施するものとする。

### ②実施内容

現地に赴いて調査を実施する。

【業務評価】自己評価票をもとに、現地でのヒアリングにより実施。

【業務監査】自己チェック票をもとに、現地にて確認しながら実施。

③調査日程 9月中旬～10月下旬

以下のいずれかに該当するセンターを対象とする。

### 【対象の基準】

- ①昨年度の事業評価において、「業務内容に工夫・改善の必要性がある」という評価結果となった項目が1つ以上あったセンター
- ②昨年度の事業評価の実施以後、所長が変更となったセンター
- ③昨年度の事業評価の実施以後、配置されている3職種のうち2職種以上(または2職種のうち1職種以上)が変更となったセンター  
※機能強化専任職員配置については、配置に伴い職員変更が生じた際は変更とする。
- ④今年度新たに設置したセンター
- ⑤その他必要と認められるセンター

## (3) 事業評価の総括

事業評価終了後、事務局は、事業評価を実施したセンターに関する「業務評価」及び「業務監査」の結果をとりまとめ、総合的な評価を実施する。そして、評価内容をまとめた「**地域包括支援センター事業評価総括票**」(資料3-2)をセンター毎作成・送付し、今後のセンターの事業展開に役立てもらうものとする。

## (4) 改善状況報告及び再調査

事業評価の結果、業務を実施するにあたって改善が必要な事項があるセンターに対して「改善事項通知書」を通知し、改善を求める。当該センターは、その結果を「改善状況報告書」としてとりまとめ、提出する。

改善状況報告書の提出を受け、その確認の必要がある場合は、再調査を行うものとする。

なお、事業評価において重大な問題点等があり、改善の見込等もなく、地域包括支援センターの業務を委託することが困難と判断された場合は、介護保険審議会の議を経て翌年度の委託先として選定しないこととする。

## (5) 実施体制

事業評価の実施にあたっては、健康福祉局保険高齢部高齢企画課が事務局となり、現地調査等を実施する。

区役所(保健福祉センター)及び総合支所は、以下の役割を担って事業評価に携わる。

◇二次予防事業対象者ケアプラン等の事前確認（高齢企画課・介護予防推進室と合同）

◇業務評価自己評価票及び業務監査自己チェック票の内容確認と、区役所・総合支所の立場からの意見提示

◇事業評価総括票の内容確認及び意見提示

### 3 指定介護予防支援事業所(=地域包括支援センター)の指導概要

(「②指定介護予防支援事業」が対象)

平成 23 年度までは全事業所を対象に面接指導又は実地指導を行い、平成 24 年度からは、これまでの指導結果を踏まえ、指導の頻度は適切に運営できていると認められる場合は原則3年に一度とし、実地指導を行っている。

ただし、新設事業所および改善が必要と判断された事業所へは継続的に効果的かつ重点的な指導を行う必要があるため、それ以上の頻度で行なうこととしている。

平成27年度 指導方法	根拠法令	指導項目	指導 日程	備考
実地指導	介護保険法 第 23 条	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 人員基準・勤務体制</li><li>・ 運営規定</li><li>・ 掲示</li><li>・ 介護予防支援費の請求状況</li><li>・ 給付実績確認状況</li><li>・ 介護予防ケアマネジメント実施状況</li><li>・ 介護予防支援業務の委託状況</li><li>・ 予防サービスの適正利用</li><li>・ 利用している介護予防サービス提供事業所の状況 (特定の事業所の偏り有無等)</li><li>・ 苦情処理</li><li>・ 秘密保持</li></ul>	9月 ～ 10月	<ul style="list-style-type: none"><li>・各事業所内にて実施。</li><li>・指導体制は介護保険課指導第二係職員2～3名体制。</li><li>・実施頻度は原則 3 年に一度以上。</li><li>・平成27年度は 17 事業所の実施指導を予定。</li></ul>

参考:介護保険法第 23 条(文書の提出等)

市町村は、保険給付に対して必要があると認めるときは、当該保険給付を受ける者若しくは当該保険給付に係る居宅サービス等(居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)、居宅介護支援(これに相当するサービスを含む。)、施設サービス、介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)若しくは介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)を担当する者若しくは保険給付に係る第 45 条第 1 項に規定する住宅改修を行う者又はこれらであった者(第 24 条の 2 第 1 項第 1 号において「照会等対象者」という。)に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

## 【参考】地域包括支援センターの事業内容

地域包括支援センターは、「①仙台市からの包括的支援事業等の委託業務」と「②介護保険の支給対象となる指定介護予防支援の事業」を実施している。

### 【根拠規定】

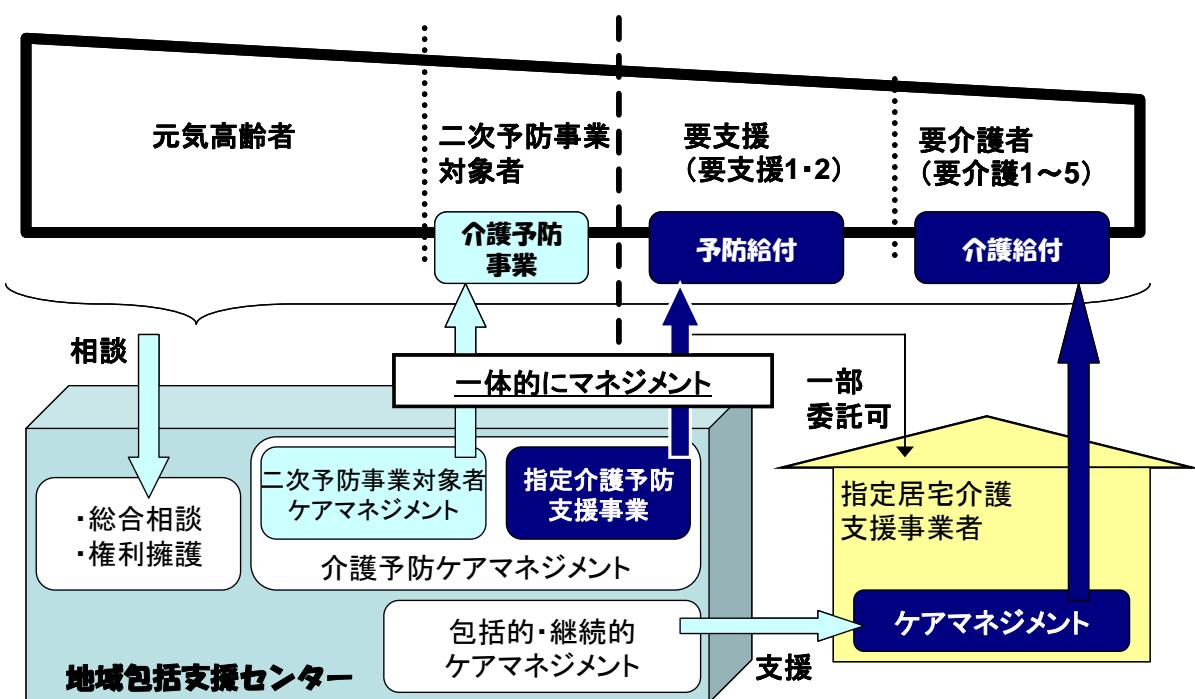
#### <①について>

市町村は、老人介護支援センター(在宅介護支援センター)の設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業等の実施を委託できる(介護保険法第115条の47)。包括的支援事業実施の委託を受けた者は、地域包括支援センターを設置することができる(介護保険法第115条の46)。

#### <②について>

指定介護予防支援事業者の指定は、地域包括支援センターの設置者の申請により、介護予防支援事業を行う事業所ごとに行われる(介護保険法第115条の22)。要支援者が指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援を受けたときは、介護予防サービス計画費が支給される(介護保険法第58条第1項)。

## 【イメージ図】



## 地域包括支援センター事業評価及び指導の流れ【案】

